2　権利の変更及び弁済方法

別表11「更生担保権弁済計画表（株式）」記載の確定更生担保権については、以下に定めるところに従い、担保株式を売却処分して弁済する。

⑴　権利の変更

管財人は、裁判所の許可を得て、担保株式を売却する。また、管財人は、平成33年４月末日までに全担保株式を売却するよう努力する。

株式実質売却価額が、確定更生担保権額を上回った場合、又は、下回った場合の更生担保権の権利変更は、本章第１節第２・２⑴の換価予定不動産の売却に関する定めに従う。

⑵　弁済方法

株式が売却された場合は、株式売却代金全額受領日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、上記⑴によって算定された金額を当該株式にかかる更生担保権者に対し弁済する。

⑶　売却できない場合の措置

担保株式を平成33年４月末日までに売却できなかった場合は、当該更生担保権者は、以下のⅰ）又はⅱ）を選択することができる。なお、当該更生担保権者が、上記期日から２週間を経過する日までに、管財人に対して書面でⅰ）の意思表示を行わない場合は、ⅱ）を選択したものとみなす。

ⅰ）当該更生担保権を放棄する。放棄した場合の処理は、本節第７の定めによるものとする。

ⅱ）平成33年６月末日付で、同日現在の残更生担保権額の弁済に代えて、当該担保株式を代物弁済により取得する。

当該更生担保権者が上記ⅱ）を選択した場合（選択したものとみなす場合を含む。）には、代物弁済に伴う名義変更手続に要する費用は、当該更生担保権者の負担とする。

第７　更生担保権の放棄

更生担保権者は、いつでも、管財人に対する書面による意思表示により、担保権を放棄することができる。

書面による放棄の意思表示が管財人に到達した時点で、共同担保物件にかかる更生担保権を除き、更生担保権は一般更生債権に変更され、一般更生債権と同様の権利変更を行うものとして免除を受け、その免除後の残額を弁済する。

弁済の方法については、共同担保物件にかかる更生担保権を除き、本節第２・２⑴①ウの不足相当部分にかかる定めを準用する。ただし、債務免除の時期は、上記放棄時点とする。共同担保物件にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法については、本節第２・２⑶の定めに従う。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　租税等の請求権

１　確定債権

確定した租税等の請求権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は、別表12「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」のとおりである。

債権者数	確定した優先的更生債権額（租税等の請求権）
６名	（合計）　39,018,772円及び額未定 （内訳） ①　本税等　37,323,072円 ②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　2,000円及び額未定 ③　更生手続開始決定日から平成24年12月30日までの延滞金等　1,693,700円及び額未定 ④　平成24年12月31日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定 ⑤　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

２　権利の変更及び弁済方法

更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日までの間及び更生計画認可決定日以降完納までの間に生ずる延滞税、利子税、又は延滞金については、更生計画認可決定日において、その全額の免除を受ける。

更生手続開始決定日の前日まで及び更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞税、利子税、又は延滞金については、各徴収権限者の同意を得て、その金額につき本税等の全額を納付したときに免除を受ける。

上記免除後の納付額については、別表12「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり、更生計画認可決定日から３か月以内に一括納付する。

第２　労働債権

１　確定債権

確定した労働債権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は、別表13「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」のとおりである。

債権者数	確定した優先的更生債権（労働債権）
11名	（合計）　19,035,999円

２　権利の変更及び弁済方法

別表13「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の確定労働債権については、更生計画認可決定日から３か月以内に、確定債権額全額を一括して弁済する。

３　付議決定日以降更生計画認可決定日までに退職した従業員にかかる退職金請求権について

付議決定日から更生計画認可決定日までの間に、自己都合により退職した者（定年退職者を含む。）が、会社更生法第140条第２項に基づいて有効に届出をした退職金債権については、確定した債権額に限り、更生計画認可決定日から３か月以内にその全額を一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　通常の一般更生債権

１　確定債権

確定した一般更生債権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者の内訳は、別表14「一般更生債権弁済計画表」のとおりである。

債権者数	確定一般更生債権額
34名	（合計）　13,122,893,782円及び額未定 （内訳） ①　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・遅延損害金　11,999,635,225円 ②　更生手続開始決定日以降の利息・遅延損害金　1,123,258,557円及び額未定